

## ローカル採用の外国人とホームリープの課税関係

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

外資系内国法人甲社では、他の外資系企業丙社に勤務している外国人乙（本社からの派遣社員）を採用することとなったが、親会社の採用とするためには、種々の手続等のため時間がかかることから、便宜的に甲社でローカル採用としたが、待遇面は、本社採用と同程度の条件を与えていた。近い将来、本社採用に変更される予定である。

このたび、乙がホームリープにより帰国することとなったため、社内規定により、ホームリープ費用を甲社で負担することとしたが、ローカル採用については、ホームリープ通達の適用がないといわれているため、給与として課税すべきか。

### 〔ポイント〕

- 1 ホームリープの意義
- 2 ホームリープ通達の概要
- 3 ローカル採用と本国採用の区分

### 〔検討〕

#### 1 ホームリープの意義

ホームリープとは、定期的に海外に勤務する社員に対して会社の費用で本国に休暇帰国することを認めるものである。この制度は、海外勤務手当等のように給与及び手当の一環として支

給されるものではなく、本国を離れて気候、風土等の異なる外国で勤務する者の肉体的、精神的負担を和らげるため、手当として支給せずに会社が帰国に際して必要となる旅費、宿泊費等を負担するものである。

#### 2 ホームリープ通達の概要

##### (1) 内容

使用者が、国内において長期間引き続き勤務する外国人に対し、就業規則等に定めるところにより相当の勤務期間（概ね1年以上の期間）を経過するごとに休暇のための帰国を認め、その帰国のための旅行に必要な支出（その者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る支出を含む。）に充てるものとして支給する金品については、その支給する金品のうち、国内とその旅行の目的とする国（原則として、その者又はその者の配偶者の国籍又は市民権の属する国をいう。）との往復に要する運賃（航空機等の乗継地においてやむを得ない事情で宿泊した場合の宿泊料を含む。）でその旅行に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の旅行の経路及び方法によるものに相当する部分に限り、課税しなくて差し支えない、とされている（昭和50年1月16日直法6-1「国内において勤務する外国人に対し休暇帰国ための旅費として支給する金品に対する所得税の取扱いについて」）。

## (2) 趣旨

本国を離れ、気候、風土、社会習慣等の異なる国において勤務する者に対し、その者の労働環境の特殊性に対する配慮として、使用者である会社がその者に休暇帰国を認め、その帰国のために旅行の費用を負担するものであることから、その場合には、強いて課税しなくて差し支えないとしたるものである。

この取扱いは、国内において一定期間以上勤務すること（概ね2年以上）や就業規則等に定めがあることを要件としているが、基本的には、本国で勤務する社員を日本に派遣することにより生ずる諸事情を勘案して定められたものとされている。

## (3) 実際の適用

通常、ローカル採用の外国人については、本人の意思により日本に居住していると認められるから、あたかも日本が本国の位置を占めることとなり、同通達の適用がないこととされている。

同通達の適用されるホームリープについては、さらに次のような事項も具備している必要があるとされている。

- ① 使用者の命令による国内勤務に基づくものであること。
- ② 本人の業績によって支給の認否及び支給額が左右されるような報奨的性格を持つものではないこと。
- ③ 受給者本人の個人的用務の発生を基因として支給するものではなく、受給資格を取得したことにより、その制度を利用した旅行に係る旅費の支給であること。
- ④ 受給資格を有する者である限り、役員、使用人の区分なく支給するものであること。
- ⑤ その支給は、受給者に換価の余地を与えない航空券の交付による方法を原則としていること。
- ⑥ 支給する航空券又は金額は受給者があらかじめ届け出ている本人の原籍地と国内の勤務地との往復の普通航空券又は同航空券代金相当額に限られていること。

じめ届け出ている本人の原籍地と国内の勤務地との往復の普通航空券又は同航空券代金相当額に限られていること。

## 3 ローカル採用と本国採用の区分

わが国の外資系企業で働く外国人は、大きく、二つに分かれている。一つは、本国で採用されわが国に派遣されている通常派遣職員 (expatriate employee: 一般的にエクスパットと呼ばれている) である。他方、日本で採用され、雇用条件が通常エクスパットより劣っているローカル職員である。

エクスパットに与えられるベネフィットとしては、本国と同程度の住宅、教育手当、在外勤務手当、租税手当などがある。

ローカル職員として採用された外国人については、基本的には、日本人職員と同程度の待遇が与えられている。とはいっても、ローカルとエクスパットとの決定的な相違点は、勤務地が日本に限定されているかどうかである。したがって、ローカル採用であっても、エクスパットと同様の待遇を与えられている者もいれば、エクスパットを超えた高収入を得ている者も存在する。

## 4 外国人乙について

乙は、甲社に採用される以前は、丙社の本社からの派遣社員（エクスパット）であったことから、そのまま勤務していれば、丙社から供与されるホームリープは、ホームリープ通達の適用のあるものと考えられる。たまたま、本件では、一時的な便宜のため、甲社でローカル扱いされているものの、親会社での手続がすめば、親会社からのエクスパットという身分への変更が予定される状況においては、ローカル採用だからといって、ホームリープ通達の適用はないことには無理があるものと考える。